

当社グループは Lifting Equipment (LE) 単一の事業ポートフォリオで成り立っています。LE 事業は、製品の特性や使用用途に基づき、移動式 LE と定置式 LE の 2 つの製品群で構成されます。それぞれの強みを相互に活かしながら、既存製品の拡販・磐石化とともに、新たな製品の展開を進め、長期目標である LE 世界 No.1 を目指します。

また、業界のリーディングカンパニーとして、環境対応製品の拡充や新技術を活用したソリューション提供等、お客様の安全や効率改善、地球環境に配慮した新たな価値提供に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

コーポレートガバナンスの強化は持続的な成長と企業価値の最大化を支える基盤であり、経営の重要課題と位置づけています。本ガイドラインにより、当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を明らかにします。

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、経営理念「創造・奉仕・協力」のもと、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指して、当社が企業価値を最大化するために最善のコーポレートガバナンスを実現することを目的とします。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 コーポレートガバナンスについては、経営の透明性・健全性・効率性の確保のために、経営の重要課題の一つと位置付けています。コーポレートガバナンスが有効に機能するためには、経営理念等に基づき健全な企業風土を根付かせ、この健全な企業風土により企業経営（経営者）が規律される仕組み、監査役の監査環境整備・実質的な機能強化により監査が適正に行われること等が重要であると考えています。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第3条 当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応しています。また、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使できる環境の整備を進めています。

2. 当社は、株主の議決権行使判断に資する情報を適切に提供するよう努めています。
3. 当社は、議決権の電子行使やプラットフォームの利用、また英訳した招集通知の TDnet やウェブサイト開示などにより、全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努めています。

4. 当社は、株主総会において相当数の反対票が投じられた議案については、取締役会でその理由を分析し、適切な方法で株主との対話などを行います。
5. 当社では、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則として認めていません。ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることとしています。

(株主の平等性の確保)

第4条 当社は、株主がその持ち分に応じて平等であることを踏まえ、株主の実質的な平等性を確保するとともに、ウェブサイトにてニュースリリース等の情報を開示し、随時更新して適切な情報開示に努めています。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

- 第5条 当社は、販売・購買・資金調達等において、安定的な取引関係の維持・強化を図ることが当社の長期的な企業価値の向上に資すると認められる相手先について、その株式を保有しています。なお、保有銘柄・株数については、その必要性も含め、定期的に見直し、保有目的に合致しない株式は、売却等により縮減を図ります。
2. 保有株式の議決権の行使については当社の長期的な企業価値の向上に資するか、また発行会社の企業価値を明らかに毀損していないかなどを総合的に判断し、議案ごとに適切に行使します。

(少数株主の利益を害さないようにするための基本方針)

第6条 当社は、会社法が定める少数株主権について、株式取扱規則により権利行使の手続および株主確認方法等を定め、少数株主の権利行使の確保に配慮しています。

(資本政策)

第7条 当社は、自社の資本コストを意識した経営に取り組んでおります。投下資本利益率（ROIC）および自己資本利益率（ROE）を経営指標とし、投資効率の改善とバランスシートのスリム化を通じて、より健全な財務体質の実現に努めます。

事業活動によって得た利益は、持続的成長と企業価値向上に向け、積極的な投資と安定的な経営・財務基盤の確保に優先的に配分します。配当については、重要経営課題の一つと捉え、配当性向 30%を目安に将来の事業戦略と事業環境を考慮の上、安定的に実施することを基本方針としています。

(関連当事者間取引)

第8条 当社は、関連当事者間取引については、法令および社内規程に従い、取締役会の決議または所定の決裁手続きを通じて取引条件の妥当性をチェックすることに加え、定期的に取引の有無やその内容の確認を行っています。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(ステークホルダーとの関係)

第9条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、社員、取引先、顧客、社会、株主等のステークホルダーは重要なパートナーであるとの認識を持ち、長期的な信頼関係の維持・向上に努めています。また、従うべきタダノグループサステナビリティ憲章を定めてグループ社員に周知し、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

(サステナビリティ)

第10条 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応については、「創造・奉仕・協力」の経営理念のもと、企業価値の最大化と持続可能な事業活動を行うことで、地球環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献できるよう努めています。

(多様性の確保)

第11条 当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観の存在が会社の持続的な成長に資することを踏まえ、性別・国籍等を問わない多様な人財の確保を推進しています。

(内部通報)

第12条 当社は、社員が違法または不適切な行為等に関する情報を会社に通報できるよう内部通報制度を設け、社内窓口のほか、社外の弁護士事務所に窓口を設けています。また、社内規程により通報者の秘匿と不利益取扱いの禁止を定め、通報者の保護を図っています。なお、重大な法令違反行為等は、社長およびコンプライアンス委員会に報告され、コンプライアンス委員長は、必要に応じて内部通報制度の運用状況を取締役会に報告しています。

(アセットオーナーとしての取り組み)

第13条 当社の年金制度においては確定給付企業年金と確定拠出年金があり、確定給付企業年金については受益者への年金給付を将来にわたり確実に行うため、リスクを勘案しつつ一定の利率を確保した状態で運用しています。また運用会社に対する窓口部署の役職員については、各種研修への参加等により人財育成を図るとともに、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、積立金の適切な運用環境の整備に努めています。なお、当社の投資口の議決権行使については運用会社の判断基準に従っており、利益相反に該当する事項はありません。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示)

- 第14条 当社は、ステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するため、経営成績等の財務情報や、経営戦略等の非財務情報について法令に基づいて適切に開示するとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでいます。また、利用者にとって付加価値の高い情報を提供するように努めています。
2. 当社は、自社の資本コストを踏まえて中期経営計画を策定し、中期経営計画の概要と売上高、営業利益、投下資本利益率（ROIC）および自己資本利益率（ROE）等の目標値をTDnetと当社ウェブサイト等で開示し、決算説明会等を通じてその実現のための具体的な施策を説明しています。また、開示資料はできる限り英訳もしています。

(会計監査人)

- 第15条 当社は、適正な監査を担保するため、会計監査人に対し、十分な監査時間を確保し、取締役や執行役員、本部長との対話、監査役や内部監査室との十分な連携を図るなど、適切な監査環境を提供しています。また、会計監査人が不正を発見し対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合は、取締役、執行役員または各部署の長がこれに適切に対応しています。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

- 第16条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の企業価値の最大化と、収益力・資産効率などの改善を図るため、経営計画などを定めその実行を推進し、また、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで経営判断における取締役の適切なリスクテイクを支え、その役割・責務を適切に果たしています。
2. 当社は、取締役および執行役員、本部長が経営計画案を策定し、社外取締役への情報提供や事前説明を行うことにより、取締役会を建設的な議論の場としています。
3. 取締役は、取締役会とは別に、社外取締役と取締役の間で当社を取り巻く経営環境に関する意見交換を行うことにより、取締役会において自由闊達で建設的な議論がなされるよう努めています。
4. 取締役・監査役は、当社の企業価値の最大化が受託者責任であるとの認識のもと、すべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の最大化を目指す経営の中で当社や株主共同の利益を踏まえて行動しています。

(内部統制等)

- 第17条 当社は、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」を定めるとともに、リスク委員会、コンプライアンス委員会および内部監査室の設置によりリスク管理およびコンプライアンスに取り組む体制を構築し、取締役会は、その一般的な運用状況について定期的に報告を受けています。

(監査役の役割)

第18条 監査役および監査役会は、その役割・責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、各監査役が有する高い専門性と情報をもとに、独立した客観的な立場で権限を行使し、適切に判断して行動することができる体制を確保しています。また、監査役および監査役会は、社外取締役が情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携に努めています。

(独立社外取締役の役割)

第19条 当社は、多様な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役複数名を選任し、実効性のある経営の監督体制を確保しています。各独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために、取締役会等において有益なアドバイスを行っています。

(独立社外取締役の連携体制)

第20条 各独立社外取締役は、取締役会において自由闊達で建設的な議論がなされるよう、適宜連絡のうえ、相互に意見交換を行っています。

2. 当社は、独立社外取締役が取締役および監査役と相互に連絡できる環境を整備し、独立社外取締役は、取締役と適切に連絡・調整を行い、監査役と連携しています。

(取締役の資格)

第21条 当社は、経営環境が複雑・高速・極端に変化する現代において、取締役には、多様な知識・経験・能力が必要と考えています。

2. 当社は、独立社外取締役を含めて取締役は10名以内が適切と考え、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよびジェンダーや国際性・職歴・年齢の面を含む多様性ならびに規模が当社の企業価値の最大化の観点から最適な構成としています。

(独立社外取締役の資格)

第22条 当社は、独立社外取締役の独立性に関する考え方として、東京証券取引所が定める独立性の要件のほか、独自に「社外役員の独立性判断基準」(別紙)を定めています。

(監査役の資格)

第23条 監査役には、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任し、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任しています。

（役員の兼任制限）

第24条 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向け、兼任については合理的な範囲にとどめています。

（任意の仕組みの活用）

第25条 当社は、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っています。業務執行の会議体として、業務執行の報告と情報共有を図る「経営報告会」（メンバー：取締役・執行役員・監査役・技監・理事等）、経営に関する戦略討議を行う「経営会議」（メンバー：社長・常務以上の執行役員等）を設け、原則毎月1回開催しています。また、各執行役員（技監・理事含む）の業務執行と執行役員（技監・理事含む）間の連携を強化するため、「本部長会議」（メンバー：社長・執行役員・技監・理事等）を原則毎月2回開催しています。

（取締役候補者と取締役報酬に関する独立社外取締役の関与）

第26条 各独立社外取締役は、高い専門性や幅広い見識を活かして、取締役候補者や取締役報酬の検討にあたり必要に応じて助言を行っています。

（取締役・監査役候補者、社長および執行役員の指名・選任手続）

第27条 当社は、取締役・監査役候補者について、取締役会にて審議して決議し、株主総会の決議にて選任します。その後取締役会にて取締役の中から優れたリーダーシップを有し、当社の企業価値の向上を実現するために最適と考えられる者を社長に選任します。また、執行役員について、取締役会にて審議、決議し選任します。なお、取締役・監査役候補者および執行役員の選任にあたっては、人格・見識、当社の経営に資するかという観点で、総合的に審議しています。とりわけ独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるものとします。社外取締役・社外監査役の選任においては、当社独自の「社外役員の独立性判断基準」を確認します。

2. 取締役会は、取締役・監査役候補者、社長および執行役員の選任にあたり、公正性および透明性の確保に資するため事前に、過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問し、その報告を受けることとします。

（取締役、社長および執行役員の解任手続）

第28条 当社は、取締役、社長および執行役員について、会社業績等の評価を踏まえ、その機能を発揮していないと認められる場合や法令・定款に反する行為等、公序良俗に反する行為を行った場合に、取締役は株主総会、社長および執行役員は取締役会の決議にて解任します。

2. 取締役会は、取締役、社長および執行役員の解任にあたり、公正性および透明性の確保に資するため事前に、指名報酬諮問委員会に諮問し、その報告を受けることとします。

(取締役および執行役員の報酬)

第29条 当社は、取締役の報酬については、株主総会決議により報酬限度額年額を定め、具体的な取締役の報酬は、独立社外取締役を含む取締役会で決議しています。

なお、取締役会は、取締役の報酬の決定にあたり、公正性および透明性の確保に資するため事前に、指名報酬諮問委員会に諮問し、その報告を受けることとします。

個々の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、下記の基本方針に基づき、①固定報酬としての基本報酬および役職別手当（金銭報酬）、②変動報酬としての業績連動報酬（金銭報酬）および③非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成するものとします。年間の具体的な報酬の総額は、他社水準や従業員給与の水準を考慮した役位別月額報酬額に、それぞれの業績等を勘案のうえ決定します。

また、社外取締役の報酬は、その役割と独立性に鑑み、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみとし、個々の社外取締役の報酬の総額は、他社水準や職責を考慮して決定します。

<基本方針>

- ・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とし、経営目標の達成を動機づけるものであること
 - ・第三者機関の調査によるデータに基づき、他社の支給水準を勘案のうえ、多様で優秀な人財の確保・報奨を可能にする、競争力ある報酬体系及び報酬水準であること
 - ・固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）及びステークホルダーとの価値共有を目的とした譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の割合を適切に設定することにより、健全な企業家精神を発揮させるものであること
2. 取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、中期経営計画における重要指標である連結営業利益を業績指標として支給額を決定し、上記固定報酬と合わせ月例で支給します。
 3. 取締役（社外取締役を除く）の報酬に関し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共にステークホルダーとの一層の価値共有を進めることを目的として、株主総会決議により譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。
 4. 執行役員の報酬については、役位別月額報酬額にそれぞれの業績等を勘案のうえ算定し、社長が決定しています。なお、社長は、執行役員の報酬の決定にあたり、公正性および透明性の確保に資するため事前に、指名報酬諮問委員会に諮問し、その報告を受けることとします。

執行役員の報酬については、①基本報酬（金銭報酬）、②変動報酬としての業績連動報酬（金銭報酬）および③非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成するものとします。業績連動報酬と譲渡制限付株式報酬は、短期および中長期の企業価値向上を図るインセンティブとして、またステークホルダーとの一層の価値共有を進めることを目的として

います。なお、業績連動報酬は、連結営業利益をベースとした業績連動チャートに基づき決定します。

（業績評価）

第30条 取締役会は、事業年度ごとに経営計画に照らした業績評価を行い、その評価結果を取締役の人事に反映しています。

（承継プラン）

第31条 取締役会は、経営理念や具体的な経営戦略等を踏まえ、指名報酬諮問委員会との連携のうえ、主体的に社長等の後継者計画に関与し、適切に監督を行っています。

（情報入手と支援体制）

- 第32条 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすため、能動的に情報収集に努めています。当社は、取締役会事務局および監査役会事務局に適切な人員を配置し、各事務局は取締役・監査役に必要な情報を適確に提供しています。
2. 取締役・監査役は、取締役会等での審議の参考とするため、必要に応じて弁護士・公認会計士などの外部専門家の助言を得ています。
 3. 取締役・監査役と内部監査室は、内部統制システムのあり方および監査に関する情報や意見の交換等により、連携を確保しています。

（取締役および監査役のトレーニング）

第33条 当社は、新任者をはじめとする取締役・監査役が、その重要な役割・責務の理解を深めること、および必要な知識・能力を高めることを目的として、社外研修への参加を推奨するとともに社内で研修を行っています。

（取締役会の実効性評価）

第34条 定例の取締役会は、原則毎月1回と、3か月に1度の四半期決算毎、また定時株主総会後の取締役会を加え、原則年間17回開催し、さらに必要に応じ臨時取締役会を開催しています。取締役会は、全取締役・監査役に対し年1回「取締役会評価アンケート」を実施し、取締役会全体の実効性について、分析、評価しています。また、評価結果の概要を開示しています。

第6章 株主との対話

（株主との対話）

第35条 当社では、株主との間の建設的な対話を行うため、IR担当部署をIR部とし、社長をIR責任者、情報戦略本部長をIR担当役員、IR部長をIR担当とする体制とし、関連部門間で情報共有を確実に行うなど有機的な連携を確保しています。なお、株主との対話の対応者については、上記の者の他、社外取締役を含む取締役、監査役との

面談が適切と考える場合は、その対話の場を設定します。

2. 当社は、次のような I R 活動を実施しています。

- ①四半期毎の決算説明資料の TDnet やウェブサイト開示
- ②社長による機関投資家向け決算説明会の開催とウェブサイトへの動画掲載
- ③社長による主要株主訪問
- ④ I R 担当役員によるスモールミーティング開催や投資家訪問、証券会社主催の海外投資家向けコンファレンスへ参加
- ⑤機関投資家の工場見学や電話取材の随時対応等

なお、決算説明資料は英訳も作成し、TDnet やウェブサイトを開示しています。

3. 決算説明会や投資家訪問の結果は、随時、取締役に報告されています。

4. 当社は、情報を適時適切に開示するとともに、インサイダー取引防止規程を制定し、インサイダー取引の防止を図っています。

第7章 その他

(改正)

第36条 本ガイドラインは、取締役会の決議により改正します。ただし、軽微な変更の場合は、コーポレート本部長の決裁で改正することができるものとします。

以上

2015 年 12 月 16 日施行
2016 年 4 月 28 日改訂
2016 年 6 月 24 日改訂
2017 年 4 月 28 日改訂
2017 年 6 月 27 日改訂
2018 年 12 月 13 日改訂
2019 年 3 月 14 日改訂
2020 年 4 月 28 日改訂
2020 年 6 月 25 日改訂
2021 年 2 月 19 日改訂
2021 年 4 月 1 日改訂
2021 年 5 月 20 日改訂
2021 年 6 月 25 日改訂
2021 年 11 月 16 日改訂
2023 年 1 月 31 日改訂
2023 年 7 月 1 日改訂
2024 年 1 月 23 日改訂
2024 年 2 月 14 日改訂
2024 年 9 月 18 日改訂
2025 年 1 月 1 日改訂
2025 年 1 月 17 日改訂
2025 年 8 月 8 日改訂
2026 年 4 月 14 日改訂
2026 年 10 月 1 日改訂

社外役員の独立性判断基準

当社における、社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という）の独立性の判断基準について、社外役員が以下のいずれかの者に該当する場合、一般株主との利益相反が生じるおそれがある、経営陣から著しいコントロールを受ける者、あるいは経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者とみなして、独立性なしと判断します。

1. 当社の大株主または大株主が法人である場合は、当該大株主の業務執行者
※大株主とは、議決権所有割合 10%以上の株主をいいます。
※業務執行者とは、業務執行取締役だけでなく、執行役、執行役員および使用人も含みます。（以下、同様です。）
2. タダノグループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
※タダノグループを主要な取引先とする者とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%以上の支払をタダノグループから受けている者（法人・団体を含む）をいいます。
3. タダノグループの主要な取引先またはその業務執行者
※主要な取引先とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて当該取引先に対する売上高が、タダノグループの連結売上高の2%以上を占めている取引先をいいます。
4. タダノグループから多額の寄付を受けている者（法人・団体等の場合は理事その他の業務執行者）
※多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
5. タダノグループから役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等
※多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
6. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族
 - (1) タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人
 - (2) 過去1年間において、タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
 - (3) 上記1. から5. に該当する者※重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいいます。

注：タダノグループとは、当社およびその連結子会社をいいます。

以上